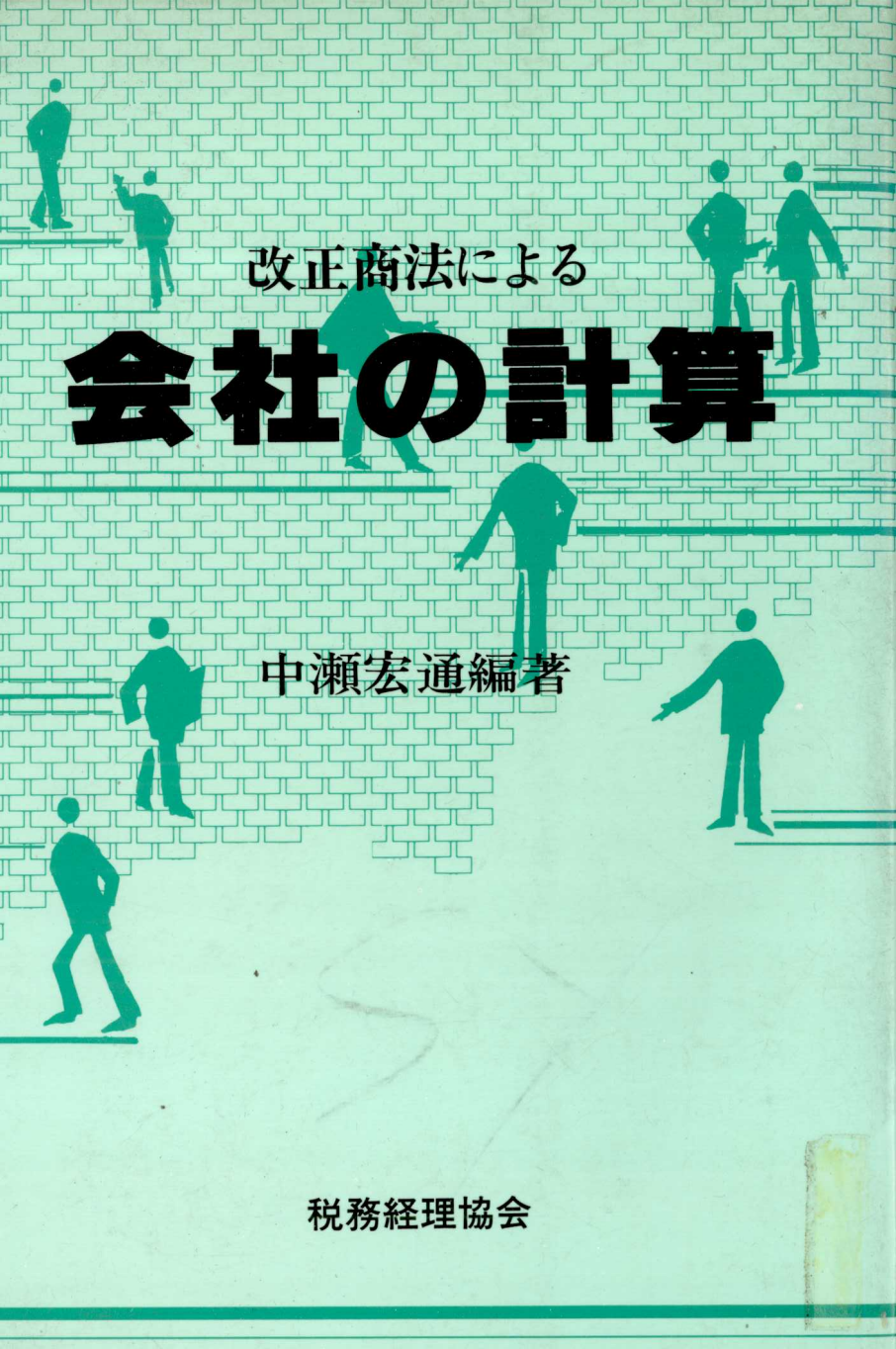




改正商法による

会社の計算

中瀬宏通編著

税務経理協会



289422

改正商法による

会 社 の 計 算

中瀬 宏通 編 著



税 務 経 理 協 会

編 著 者 紹 介

大正13年 7月6日生

現住所 東京都世田谷区三宿 2丁目12番 5号 電話 (411) 3333

学 歴
昭和22年 慶応義塾大学経済学部卒業
職 歴

昭和23年 計理士登録
昭和26年 公認会計士登録第 400号
昭和30年 公認会計士中瀬宏通事務所開業
昭和43年 監査法人中央会計事務所設立
代表社員に就任

役 員 歴 等
昭和38年～41年 日本公認会計士協会監査委員会委員長
昭和41年～42年 同 理 事
昭和42年～44年 同 常務理事
昭和48年～52年 同 副 会 長
昭和54年～56年 同 会 長
昭和40年～42年 大蔵省企業会計審議会幹事
昭和42年～47年 同 臨時委員
昭和44年 大蔵省国有財産審議会臨時委員
昭和48年～52年 大蔵省企業会計審議会委員
昭和54年～56年 大蔵省公認会計士審査会委員

著 書
法定監査の実践 共著 中央経済社
証取監査要説 " "
解説新監査基準・準則 " "
新連結財務諸表作表解説 税務経理協会
中間財務諸表 " その他

翻 訳
建設業会計 中央経済社
監査の統計的手法 "
アメリカの銀行会計と監査 共著 商事法務研究会

著者との契約により検印省略

2032-0555-3911

昭和57年10月10日 初版発行

改正商法による

会 社 の 計 算

定 価 1,900円

編 著 者	なか	せ	ひろ	あむ
発 行 者	中	瀬	宏	通
整 版 所	大	坪	嘉	春
印 刷 所	音	羽	整	版
製 本 所	三	光	社	製

発 行 所 東 京 都 新 宿 区 株 式 税 務 経 理 協 会
下 落 合 2 丁 目 5 番 13 号 会 社

郵便番号 161 振替 東京 9-187408 電話 (03) 953-3301 (代表)
乱丁・落丁の場合はお取替えいたします。

© 中瀬宏通 1982

本書の内容の一部又は全部を無断で複写複製（コピー）することは、法律で認められた場合を除き、著者及び出版社の権利侵害となりますので、コピーの必要がある場合は、予め当社あて許諾を求めて下さい。

は し が き

昭和五十六年六月九日「商法」および「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」が改正公布され、昭和五十七年十月一日から施行されることになった。この改正に伴い、昭和五十七年四月二十四日「株式会社の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に関する規則」が「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」と改題されとともに、その内容も改められ、同時に「大会社の監査報告書に関する規則」と「大会社の株主総会の招集通知に添付すべき参考書類等に関する規則」の三省令が公布され、新商法施行に対するすべての法務省令関係が整備された。今回の商法改正は会社法のほぼ全域にわたっての大改正であるが、「会社の計算」に係る改正も会社の決算手続に関するもの、計算書類の作成に関するもの、さらには決算書類の公開に関するもの等広範囲にわたっており、さらには監査役、会計監査人の監査に関するものにまで及んでいる。

1 は し が き

これらの改正に会社の実務が適切に対応するためには、実務界を取り巻く環境が整備されるとともに、適当な実務指針が明らかにされることが必要である。そのため大蔵省企業会計審議会は「企業会計原則」を昭和五十七年四月二十日に一部改正し、経済団体連合会は「新法務省令による各種書類のひな型」を六月九日に、日本公認会計士協会は「商法の改正に伴う商法監査に係る監査上の

取扱い(案)」など三つの監査第一委員会報告を六月十四日に、さらに日本監査役協会は「改正商法に基づく監査役の監査について」を七月二十日に公表するなど、それぞれの立場において実務指針を明らかにした。

本書は、税務経理協会の企画による改正商法解説シリーズの一巻として、以上の諸点を踏まえたうえ「会社の計算」について実務的な解説を行ったものである。もとより私自身法律家ではなく、また学者でもないので、法律解釈の誤り、考え違い、あるいは理解の足りなさ等があり、また実際に経済界がどう対応するか明確でない現段階において、実務指針となる解説書を書くことに相当の抵抗を感じたが、何はともあれ実務書を発表し、会社で実際に経理を担当する方々に改正内容が明瞭にご理解いただければと思い、あえて拙速ではあるが、本書を刊行したしだいである。多くの読者のご叱責をたまわり、改めるべき箇所は改め、実際に法律が施行され、種々の問題点が明らかになった段階で、本書に手を入れ真に実務に役立つ解説書にしたいと思っている。

本書は、第一部において「会社の計算」の項の改正の概要を簡単に解説し、第二部においてそれらの改正点を含めて会社の決算はいかに行われるべきかを詳述した。そして第三部では計算書類および附属明細書の作成方法と開示について解説し、第四部において監査役監査に触れ、さらに最後に第五部として証券取引法に基づく財務諸表との関連について解説し、本書一冊をもって会社の財務書類が完全に作成できるような構成とした。

このような実務書を短時日に一人の人間が書き終えることは困難であるので、私の所属する監査

法人中央会計事務所の伊藤 醇公認会計士を中心として、細野康弘、渡辺敏光、稲葉欣久、樋口節夫、北本幸仁、宇津木修、進藤直滋公認会計士および井崎信夫君の強力な協力を得て本書が完成していることを皆様にお知らせするとともに、それぞれの協力が日常業務に追われ時間的な余裕がないにもかかわらず、それぞれの持分に対する責任を果たして下さったことに対してここに深く感謝するとともに、本書の刊行を企画された税務経理協会の定岡久隆氏、そして乱雑な原稿の整理、校正、連絡に骨身を惜しまず献身して下さった木田元子氏に深謝するしだいである。

昭和五十七年八月

中瀬 宏通

凡 例

- 一 術語・慣用語以外はできるだけ常用漢字・現代仮名づかいを用いている。
- 二 法令等の引用は、原則として「略語一覽」の「文中等」の欄で表示した略称を用いている。
- 三 条文等の引用は、原則として「略語一覽」の「条文引用」の欄の略称を用い、

条文 (一、二、三……)

項 (I、II、III……)

号 (①、②、③……)

但書 (但書)

で表している。(例 商二八一②)

略語一覽

項	目	文中等	条文引用
商 法	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律 株式会社社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則 大会社の監査報告書に関する規則 証券取引法 有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	商 法 商法特例法 計算書類規則 監査報告規則 証券取引法 (証取法) 届出省令 財務諸表規則	商 商特 計規 監規 証 届出省令 財規

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 取扱要領 中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領 財務諸表等の監査証明に関する省令 企業会計原則 企業会計原則注解 原価計算基準 中期報告書で開示すべき中間財務諸表に関する意見書 中間財務諸表作成基準 連結財務諸表原則 連結財務諸表原則注解 外貨建取引等会計処理基準 外貨建取引等会計処理基準注解 企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書 法人税法 法人税法施行令 民法 有限会社法	財務諸表規則取扱要領 中間財務諸表規則取扱要領 監査証明省令 企業会計原則 原則注解 原価計算基準 中間意見書 中間財務諸表作成基準 連結財務諸表原則 連結財務諸表原則注解 外貨取引基準 外貨取引基準注解 連続意見書 法人税法 法人税法施行令 民法 有限会社法	財規要領 中間要領 監査省令 会計原則 原則注解 原価基準 中間意見書 中間作成基準 連結原則 連結注解 外貨基準 外貨注解 連続意見書 法人税法 法令 民法 有
--	--	---

目次

はしがき
凡例

第一部 「会社の計算」の改正概要

第一章 改正の沿革

3

第二章 計算書類関係

7

- (一) 大会社の計算書類は取締役会の承認決議で確定(7)
- (二) 営業報告書の記載内容の法令による規制と総会での報告(8)
- (三) 株式配当は総会の普通決議(9)
- (四) 附属明細書の作成期限の繰上げ(10)
- (五) 引当金に関する規定(10)
- (六) 貸借対照表等の備置開示時期の繰上げ(11)
- (七) 貸借対照表等の金額単位の改正と公告に関する規定(12)

第三章 監査関係

13

- (一) 監査報告書の改正(13)
- (二) 会計監査人の監査適用会社の範囲の拡大(14)
- (三) 会計監査人の選任の方法等の改正(14)
- (四) 大会社の監査役は二人以上、常勤監査役を新設(15)

第二部 貸借対照表および損益計算書の作成

第一章 会計制度の概要……………19

一 会計制度……………19

二 いかに記録するか……………20

三 いかに伝達するか……………24

(一) 商法における開示(24) (二) 証券取引法における開示(25)

四 会計制度をいかにして担保するか……………28

(一) 開示書類の信頼性(28) (二) 商法における会計監査(29) (三) 証券

取引法に基づく監査の変遷(31)

第二章 会計方針の確定と変更……………35

一 会計方針の位置づけ……………35

二 会計方針の変更と監査意見——証取監査の実績……………42

三 会計方針の変更を支える理由……………45

(一) 継続性の原則(45) (二) 会計方針変更の理由(48)

四 利益の増加をもたらす会計方針の変更……………50

五 期間比較の阻害要因と会計方針の変更……………57

六	会計方針の変更による影響の記載	62
(一)	記載に関する諸規定(62)	
(二)	変更による影響額の算定(66)	
七	会計方針の確定・変更の手續	69
八	会計方針の変更に対する監査意見	72
(一)	監査意見の形成(72)	
(二)	第五号記載の意義(73)	
第三章	財産の評価	77
一	資産と評価	77
二	資産評価に関する商法規定の変遷	78
(一)	昭和三十七年改正以前(78)	
(二)	昭和三十七年改正法(79)	
(三)	昭和四十九年改正法(80)	
三	会計慣行の斟酌規定	82
四	株式会社の資産の評価	83
その一	流動資産の評価	83
(一)	流動資産の意義(83)	
(二)	流動資産の評価原則(84)	
(三)	流動資産の評価原則に関する例外(90)	
その二	固定資産の評価	93
(一)	固定資産の意義(93)	
(二)	固定資産の評価原則(93)	
(三)	予測不能	

の減損と償却(98)

その三 金銭債権の評価.....99

(一) 金銭債権の意義(99) (二) 金銭債権の評価原則(100) (三) 相当な理

由がある場合の減額(100) (四) 取立不能の虞れある場合(101) (五) 外貨

建債権について(102)

その四 社債その他の債券の評価.....103

(一) 社債その他の債券の意義(103) (二) 社債等の評価原則(104) (三) 時

価または償還可能性による修正(105) (四) 外貨建保有社債等について(107)

その五 株式その他の出資の評価.....108

(一) 株式その他の出資による持分の意義(108) (二) 株式等の評価原則(108)

(三) 取引所の相場ある株式(109) (四) 取引所の相場のない株式(111) (五)

外貨建の保有株式について(112)

その六 暖簾の評価.....114

(一) 暖簾の意義(114) (二) 暖簾の評価(114) (三) 暖簾の計上(115)

(四) 暖簾の償却(117)

五 繰延資産.....118

(一) 商法上の変遷(118) (二) 繰延資産の意義(118) (三) 前払費用と繰延資

産(119) (四) 繰延資産計上の根拠(120) (五) 繰延資産と費用収益対応の原

則(120)	
(イ) 臨時巨額の損失(121)	
(ロ) 商法上認められる繰延資産(122)	

第四章 負債・引当金	133
------------	-----

I 負債	133
------	-----

一 概念	133
------	-----

(一) 商法上の規定(134)	(二) 計算書類規則上の規定(134)	(三) 商法会計
-----------------	---------------------	----------

上の負債概念(134)

二 計算書類規則による負債の部の表示および分類	135
-------------------------	-----

(一) 流動負債の部(136)	(二) 固定負債の部(137)	(三) 引当金の部(137)
-----------------	-----------------	----------------

(四) 負債の部に求められる注記事項(138)

三 株式会社社会計上の主要科目の処理	140
--------------------	-----

(一) 社債(140)	(二) 転換社債(145)	(三) 新株引受権付社債(149)
-------------	---------------	-------------------

II 引当金	157
--------	-----

一 商法規定	157
--------	-----

(一) 付加された部分(157)	(二) 削除された部分(158)
------------------	------------------

二 商法上の引当金概念	159
-------------	-----

三 実務上の取扱い	160
-----------	-----

(一) 特別事業法に規定される準備金(160)	(二) 租税特別措置法上の準備金(160)
-------------------------	-----------------------

(三) 商法改正に伴う経過措置(162)	(四) 表示(162)
第五章 資本の部	163

一 資本金	163
-------	-----

(一) 資本金に関する規定(163)	(二) 株式種類とその規定(165)	(三) 増資
(167)	(四) 減資(170)	

二 資本準備金	173
---------	-----

(一) 商法における構成内容の規定(173)	(二) 資本準備金の取崩(175)
------------------------	-------------------

三 利益準備金	178
---------	-----

(一) 積立(178)	(二) 取崩(178)	(三) 抱合わせ増資(179)
-------------	-------------	-----------------

四 剰余金または欠損金	180
-------------	-----

(一) 構成内容(180)	(二) 利益の配当(180)	(三) 株式配当(181)
(四) 中間配当(183)		

五 資本の部の表示	184
-----------	-----

第六章 損益の計算	187
-----------	-----

一 商法における損益計算書	187
---------------	-----

二 損益計算の基本原則	191
-------------	-----

三 収益および費用の処理基準	192
----------------	-----

第三部 計算書類および附属明細書の作成と開示

第一章 計算書類等の作成

一 計算書類の範囲

- (一) 計算書類などによる企業内容の開示(201)
- (二) その他の報告書(204)

二 計算書類および附属明細書の承認

- (一) 取締役会の承認(209)
- (二) 株主総会の承認(209)
- (三) 大会社における計算書類の確定(210)
- (四) 責任解除に関する規定の削除(212)

三 監査役および会計監査人に対する計算書類および附属明細書の提出

- (一) 大会社(213)
- (二) 中会社(213)
- (三) 小会社(214)

四 会社規模別決算日程

第二章 計算書類等の公開

一 計算書類および附属明細書の公開

- (一) 公示(備置)(224)
- (二) 公告(225)
- (三) 株主に対する報告(226)

二 計算書類・附属明細書および要旨の記載方法

- (一) 貸借対照表および損益計算書(227)
- (二) 営業報告書(237)
- (三) 附属明細書(238)
- (四) 公告する貸借対照表、損益計算書およびその要旨(243)

第三章 計算書類等のひな型	247
---------------	-----

第四部 監査役監査

目次 8

第一章 監査役の職務権限と責任	251
-----------------	-----

一 今回の改正の概要	251
------------	-----

二 監査役の資格	252
----------	-----

三 監査役の員数	253
----------	-----

四 監査役の報酬	255
----------	-----

五 監査費用	257
--------	-----

六 監査役の一般的な職務権限と責任	258
-------------------	-----

(一) 監査役の職務権限(258)	
(二) 監査役の責任(263)	

七 大会社の監査役の職務権限と責任	267
-------------------	-----

(一) 職務権限(267)	
(二) 責任(269)	

八 小会社の監査役の職務権限と責任	270
-------------------	-----

(一) 職務権限(270)	
(二) 責任(272)	

第二章 監査役監査と会計監査人監査	273
-------------------	-----

(一) 今回の改正が意図したもの(273)	
(二) 会計監査人監査の充実と監査役の	

かわり(273)	(三) 監査役監査と会計監査人監査の関係(275)	(四) 監査
における協力(277)	(五) 意見の調整(278)	

第三章 監査役の監査報告書	281
---------------	-----

(一) 監査報告書の提出期限(281)	(二) 監査報告書の記載事項(281)
(三) 監査報告書の記載方法(285)	(四) 無償の利益供与(287)

第五部 証券取引法に規定する財務諸表の作成

第一章 商法と中間財務諸表および連結財務諸表	297
------------------------	-----

第二章 中間財務諸表	299
------------	-----

一 「中間財務諸表作成基準」と半期報告書制度	299
------------------------	-----

二 中間財務諸表作成の基準	301
---------------	-----

(一) 中間財務諸表作成の一般原則(301)	(二) 中間財務諸表の作成基準(303)
------------------------	----------------------

三 中間財務諸表の表示	312
-------------	-----

第三章 連結財務諸表	317
------------	-----

一 連結財務諸表の目的	317
-------------	-----

二 連結財務諸表作成の一般原則	318
-----------------	-----

三 連結財務諸表作成の一般基準	319
-----------------	-----